

Tax Watch Update – Issue1

2009年1月15日

はじめに	2
個人所得税(PIT)	2
個人所得税に関する新しい Circular 草案	2
法人所得税(CIT)	3
付加価値税	3
外国契約者源泉税(FCWT)	3
特別売上税(SST)	4
香港・ベトナム租税条約(DTA)	4
技術移転	4
失業保険基金	4
健康保険	5
最低給与	5
日越経済連携協定	5
ベトナム小売市場は2009年に対外開放	5
住宅／居住／宿泊	5
証券市場における外国人投資家に関する規則	6



はじめに

暦は 2008 年から 2009 年に変わりましたが、早くも税務および規制動向は様変わりしています。12 月の後半から 2009 年 1 月初頭にかけて、新たな規則やガイダンスの発行が相次いでいます。

このニュースレターでは、2009 年 1 月 1 日以降に発行された税務その他関連規則の重要な変更点や今後の変更点に関する最新情報をお届けします。

個人所得税 (PIT)

2009 年 1 月 1 日に発効した個人所得税に関する新しいルールは、施行ガイダンスとなる全ての法律が出揃いました。納税者(雇用主と個人の双方)は税率、課税所得の種類、および税額控除の概念に関する新しいルールを完全に理解し、法律を適切に順守する必要があります。

これに加え、財務省の 2008 年 12 月 31 日付け Official Letter No. 16181 では、過年度に生じていながら 2009 年に納付する個人所得税上の所得について、これは従来の規則に従って課税されると規定していることにも留意しなければなりません(2009 年の課税所得としては取り扱われません)。

また、2009 年初頭には、2009 年 1 月 2 日付け Official Letter 42/BTC-TCT が発行されました。その狙いは、証券市場における株式譲渡所得への課税に関する追加的なガイドラインの提供です。株式市場は下落を続けているため、証券取引から得た所得に対する課税決定は、投資家を市場から更に遠ざける可能性もあります。

景気の減速を受けて、個人所得税の導入時期は延期されるのではないかと取り沙汰されていますが、政府は導入時期の延期や税金の免除または減免等の具体的な措置について最終決定を仰ぐために、2009 年 5 月の国会作業部に意見を上程するという報道もあります。また、財務省も 2009 年 1 月 9 日に首相に報告を提出し、首相の意見を仰いでいます。しかし、関係当局は追加的なガイダンスをまだ発行していません。

個人所得税に関する新しい Circular 草案

ここで、重要な新しい最新情報を報告いたします。それは、個人所得税に関する Circular 84 に対する追加的なガイドライン草案についてです。この Circular 草案で注目されるのは、税務上の居住者である外国人の課税所得に対して、一回限りの赴任手当、学費、年に一度の帰省用航空券代などを対象に一定の追加的な税額控除を認めていることです。

この Circular 草案ではまた、会員権、過年度に生じていながら 2009 年に納付する所得、資本投資または物件譲渡等から得た所得といった様々な所得項目に対する税務上の取り扱いを具体的に示しています。

これは歓迎すべき新たな展開です。実際に実施に移された場合、外国直接投資の阻害要因を少なくとも一部が減ることとなります。

法人所得税(CIT)

2008年12月26日付け Circular 130/2008/ND-CP の公表を受け、法人所得税の規制上のガイダンスは全て出揃いました。

この法人所得税の規則を巡るおそらく最も重要かつ前向きな展開は、税率が従来の28%から25%へと、より有利な水準に引き下げられたことです(ただし、原油・ガスといった一定の産業については、最低税率は逆に28%から32%に引き上げられました)。

また、企業は研究開発準備金の確立を目的とした年間課税所得の最大10%の引き当てが認められることになりました。

もう一つの注目点は、法人所得税上の税制優遇措置が縮小されたことです。その結果、新規設立企業向けのインセンティブや、15%の優遇税率は撤廃されました。税制優遇措置の適用期間は黒字化した年度から、あるいは収益を計上した後、4年目から始まります。

更なる景気減速を食い止めるために、また、政府発行の2008年12月11日付け Resolution 30/2008/NQ-CP の流れを汲んで、財務省は2009年1月13日付け Circular 03/2009/TT-BTC を発行し、適格法人納税者を対象とした法人所得税の減免と納税期限の延長に関する追加的なガイドラインを公表しました。これらのガイドラインに基づき、適格法人は2008年第4四半期および2009年度納付分の法人所得税額の30%減免を受けられるほか、納税期限が9ヶ月間延長されます。

付加価値税

2008年12月26日付け Circular 129/2008/TT-BTC の発行を受け、付加価値税の規則変更についてもその詳細が明らかになりました。付加価値税の課税対象外となる項目一覧は28項目から25項目に削減されています。その結果、付加価値税の適用範囲は逆に拡大されました。

Circular 129 で規定している重要な点の1つとして、仮払 VAT の損金算入を認められるためには購入代金を銀行経由で決済する必要があります。ただし、購入毎の金額が2,000万ドン未満であるケースは対象外となりますが、その場合には仮払 VAT を6ヶ月以内に申告しなければなりません。

外国契約者源泉税(FCWT)

付加価値税や法人所得税の情勢変化に伴い、2008年12月31日付け Circular 134/2008/TT-BTC の中で外国契約者源泉税に関する新しいルールが公表されました。

Circular 134 では一定の場合において、外国契約者に付加価値税と法人所得税の直接納付を認めているものの、このハイブリッド方式は正式には撤廃されました。そのため、ベトナム国内での購入に対して仮払 VAT を請求したい外国契約者には追加的なコストや事務負担が発生することになります。

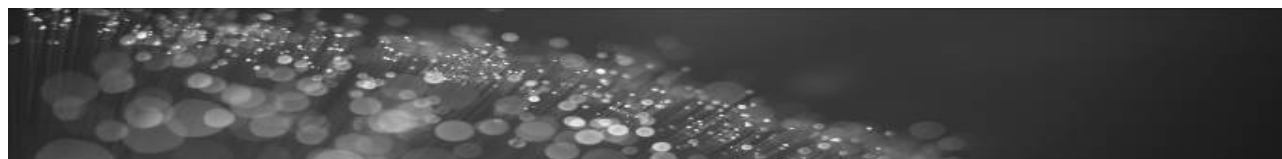
なお、リース活動や再保険向けに、外国契約者源泉税の税率が新たに導入されています。

Circular 134 の規定によると、運輸業務を提供する外国の運輸会社は従来の出荷税に代わって外国契約者源泉税の課税対象となります。機械や輸送手段の修繕、広告、マーケティングといった、海外で提供する一定の業務は、外国契約者源泉税を免除されます。

これとは別に、恒久的施設を有する外国契約者の新基準も設けられました。該当する外国契約者は、みなし源泉徴収ベースよりも法人税や付加価値税の通常の納税者として税金を納付することになるかもしれません。

これに加え、いわゆる「祖父条項」は規定されず、2009年の前に締結された契約も外国契約者源泉税の新しいルールに沿って課税対象となる模様です。

このように、大幅な変更が施されているため、Circular 134 の変更点ももたらす影響を吟味し、節税対策を模索する際には、外国契約者源泉税の納税者は専門家の税務アドバイスを仰ぐことをお勧めいたします。



特別売上税(SST)

改正特別売上税法は2009年4月1日から施行されます。しかし、スピリッツ類とビールの施行開始日は2010年1月1日となります。

特別売上税の課税対象は従来の13品目から16品目に拡大されました。追加された品目はタバコ製品、バイク(シリンダ一容積125cc以上)、航空機・ヨットです。消費を奨励していない一定の品目、すなわちアルコール類、マッサージ、カラオケ、カジノ、ゴルフ等には高い税率が適用されます。

また、特別売上税の行政管理と関連する条項は税務管理法との重複を避けるために撤廃されました。

香港・ベトナム租税条約(DTA)



香港は対越投資リストの上位に食い込んでいるため、2008年12月8日に締結された香港・ベトナム租税条約は香港からの更なる対越投資につながると期待されています。同様に、在香港のベトナム企業も租税条約の締結からメリットを受けると見られます。

2009年に批准された場合、租税条約は2010年からベトナム国内で発効します。

租税条約の締結は二重課税防止の面で特に航空・運輸業界にとって前向きな展開であるものの、ほかの租税条約と違い、香港を域内における持ち株会社設立の好条件地域にするという目的を果たさないことも考えられます。それは、依然としてシンガポール・ベトナム租税条約の方が有利であると目されているからです。

技術移転

昨今の技術発展を鑑み、政府は2008年12月31日にDecree 133/2008/QD-CPを公布し、技術移転契約、技術査定業務、技術移転の促進に関する技術移転法の一部条項の施行ガイダンスを公表しました。

技術移転を奨励し促進するため、このDecreeではこうした活動と関連した税金の免除・減免について規定しています。それによると、技術に関する事業体の設立または事業協力契約の遂行に寄与した組織は、当該技術から得た所得にかかる法人所得税を免除されます。

失業保険基金

失業保険に関する規則も2009年1月1日から発効しました。

これらの規則によると、失業保険基金への拠出は従業員負担と雇用主負担から構成されます。ただし、従業員は雇用主との間で期間12ヶ月超の労働契約または雇用契約を締結し、雇用主側は9名超の従業員を雇用している必要があります。

拠出率は次の通りです。

- ▶ 1%: 従業員による拠出
- ▶ 1%: 雇用主による拠出
- ▶ 1%: 国家による補助

失業保険拠出金の基本給は労働契約に記載された給与です。ただし、一般最低賃金の20ヶ月分を上限とします。

2008年9月15日付けOfficial Letter No 3266/LDTBXH-LDTLによると、失業または解雇の対象となった従業員は2009年1月1日から失業保険に寄与した期間につき失業手当を受給できるとともに、2009年1月1日の前までに就労した期間につき解雇手当を受給できます。しかし、このOfficial Letterでは解雇手当の計算に用いる基本給については言及していません(2009年1月1日に先立つ6ヶ月間の平均給与、または解雇日に先立つ6ヶ月間の平均給与)。

健康保険

2008年11月28日付けLaw 23/2008/L-CTN(2009年7月1日から施行)によると、雇用主と従業員が毎月拠出する健康保険料は従業員の給与または賃金の4%(雇用主)と2%(従業員)となります。また、同法に基づく健康保険料の計算基準となる最高給与または最高賃金は、現行規則で規定する最低給与または最低賃金の20倍に設定されています。

最低給与

政府は2008年10月10日にDecree 110/2008/ND-CPとDecree 111/2008/ND-CPを発行し、ベトナム企業、外国投資企業、および外国人の個人を対象とした地域別の最低給与に関するガイドラインを公表しました。このDecreeでは全企業部門の地域別最低給与を改定しています。それによると、ハノイとホーチミン市におけるベトナム企業と外国投資企業の地域別最低給与はそれぞれ80万ドンと120万ドンです。

日越経済連携協定

日本とベトナムは2007年1月からの交渉を経て、2008年12月25日に経済連携協定(EPA)を締結しました。この協定では、二国間貿易の対象品目・役務のうち約92%の関税を10年以内に引き下げると謳っています。

今回の協定締結を踏まえ、両国の国内批准手続きが終われば、2009年の発効とともに両国の経済協力は相互の経済発展、両国民の福祉の促進、企業部門の開拓機会やメリットの拡大に寄与すると期待されています。

ベトナム小売市場は2009年に対外開放

世界貿易機関の公約に則り、2009年1月1日から100%外資の小売企業が認められることになりました。外国企業はこの市場の収益性の高さに注目しています。一方、長年にわたり国内法で保護されてきた地場企業は厳しい競争に直面することも予想されます。

住宅／居住／宿泊

外国人や外国企業から待望された不動産政策がようやく陽の目を見ることになりました。これは土地・不動産政策の大転換を反映しています。国会のResolution 19によると、不動産セクターに所属しない外国人や外国企業は分譲マンションや住宅を購入・所有することが可能になりました。ただし、所有期間は最大で50年間です。





証券市場における外国人投資家に関する規則

財務省は 2008 年 12 月 24 日に Decision 121/2008/TT-BTC を公布し、ベトナム証券市場における外国人投資家の活動に関する規則を定めました。

Decision 121 によると、外国人投資家は以下に記した方法により証券投資を行うことができます。

- ▶ 証券会社に対する注文の直接指示
- ▶ 自社の指定取引外務員を経由した注文の実行
- ▶ 地場ファンドマネジャーに対する証券投資運用の依頼

なお、Decision 121 では外国人投資家の保有制限率についても規定しています（現在、上場企業の場合には 49%ですが、銀行業界などをはじめ、産業によって水準は異なります）。

お問い合わせ先

本ブレイク、またはアーンスト・アンド・ヤング・ベトナムの税務・アドバイザリー業務の詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
トム・マックレランド Tom.McClelland@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

錦城 和栄
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn